

## (仮称) やまと芸術文化ホール条例の制定について

### 1. 背景

本市では、平成 28 年 11 月の供用開始を目指し、大和駅東側第 4 地区に文化創造拠点として、やまと芸術文化ホールや図書館等の文化複合施設の整備を進めています。

これまで、「大和駅東側第 4 地区公益施設基本計画」並びに「大和駅東側第 4 地区公益施設管理運営基本計画」において、同施設の内容や主な機能、管理運営の基本的な考え方を明らかにしてきました。

今後は、芸術文化ホールの設置及び管理について条例を制定する必要があります。

### 2. 条例の主な内容

#### (1) 設置

大和市文化芸術振興条例に掲げる基本理念にのっとり、本市の文化芸術を振興するための施設として設置します。

- ①名称 やまと芸術文化ホール
- ②位置 大和市大和南一丁目 8 番 1 号

#### (2) 施設内容

芸術文化ホール（メインホール、サブホール、楽屋、ギャラリー、マルチスペース）

駐車場、駐輪場

※マルチスペース：公演のリハーサル、小規模の発表会、吹奏楽やダンスの練習、体験教室などの会場として利用できる施設

#### (3) 事業

- ①文化芸術に関する公演、講座、館外活動等のための企画及び実施
- ②文化芸術に関する公演等のための施設の提供
- ③文化芸術に関する情報の収集、提供その他支援
- ④その他設置目的を達成するために必要な事業

#### (4) 指定管理者による管理

芸術文化ホールの管理は、指定管理者に行わせるものとし、指定等に必要な事項は（仮称）大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例で定めます。

#### (5) 開館時間

芸術文化ホール：午前 9 時 00 分～午後 10 時 00 分

駐車場、駐輪場：午前 8 時 15 分～午後 10 時 30 分

※準備や片付け等により早期、深夜利用の希望がある場合は、開館時間の変更ができることとします。

## (6) 休館日

芸術文化ホール：1月1日～3日、12月29日～31日

駐車場、駐輪場：1月1日、12月31日

※施設メンテナンス等のための休館は、運営主体が弾力的に決められるようにします。

## (7) 入館の制限等

指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある等管理上支障があると認められる者に対し、入場を拒み又は退場させることができるようにします。

## (8) 利用料金

### ① 利用料金設定の考え方

「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」の考え方に照らし、年間の運営管理費を推計し、算出した1日の必要収入額は次の表のとおりです。

しかし、これらの金額は、県内の同規模、同水準の施設の料金と比較すると高額となっていることから、市内、他自治体の類似施設の料金等も考慮し、本市の文化芸術の振興に影響を及ぼさない範囲で、基本利用料金を設定することとします。

### 【受益者負担率から算出した1日の必要収入額】

区分	維持管理費＋ 人件費（A）	負担割合 （B）	稼働日数 （C）	1日の必要収入 額A×B／C
メインホール（楽屋含む）	169,500,000円	50%	347日	244,236円
サブホール（楽屋含む）	27,120,000円	50%	347日	39,078円
ギャラリー	15,820,000円	50%	347日	22,795円
マルチスペース	13,560,000円	50%	347日	19,539円
施設合計	226,000,000円			

※維持管理費：芸術文化ホール延床面積（6,100㎡）×15,000円／㎡（約92,000千円）

15,000円／㎡は（財）地域創造「公共ホールの計画づくりに関する調査研究」によるもので、光熱水費、清掃、警備、設備保守点検などを含む。

※人件費：人員体制については、正職員12名、非常勤職員8名、舞台技術委託職員6名（計26名）で想定。（約134,000千円）

※各施設の維持管理費、人件費は、計画面積（メインホール75%、サブホール12%、ギャラリー7%、マルチスペース6%）で按分

※負担割合：選択的・基礎的以上のサービス

※稼働日数：施設メンテナンス日（月に1日）、年末年始（6日）を除いた日数

### ② 施設利用料金（基本利用料金）

#### [メインホール・サブホール]

ホールの利用料金については、古い施設と比較的新しい施設とで料金が大幅に異なるため、メインホールは、平成元年以降に開設した県内施設（1,000～2,000席）の1席・1時間あた

りの平均単価を算出し、これを参考にして試算を行いました。

サブホールも同様に、平成元年以降に開設した県内施設（200～350席）の1席・1時間あたりの平均単価を算出し、これを参考にして試算を行いました。

また、施設の稼働率を高めるため、平日と休日でそれぞれ上限額を設け、平日を利用しやすい料金体系としました。

区分		上限額			
		午前	午後	夜間	1日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
メインホール (1,016席)	平日	22,900円	38,600円	52,800円	114,300円
	休日等	32,000円	54,900円	71,100円	158,000円
サブホール (276席)	平日	7,900円	11,600円	12,700円	32,200円
	休日等	10,400円	15,500円	16,600円	42,500円

#### [楽屋]

平成元年以降に開設された県内施設のうち、本市の芸術文化ホールに設置されるものと類似している楽屋の1㎡・1時間あたりの平均単価を算出し、これを参考に試算を行いました。

区分	上限額			
	午前	午後	夜間	1日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
楽屋1（メインホール側：17.04㎡）	500円	700円	800円	2,000円
楽屋2（メインホール側：18.23㎡）	500円	700円	800円	2,000円
楽屋3（メインホール側：24.61㎡）	800円	1,000円	1,100円	2,900円
楽屋4（メインホール側：25.71㎡）	800円	1,000円	1,100円	2,900円
楽屋5（メインホール側：69.98㎡）	2,100円	2,700円	2,900円	7,700円
楽屋6（サブホール側：18.30㎡）	500円	700円	800円	2,000円
楽屋7（サブホール側：31.60㎡）	900円	1,200円	1,300円	3,400円

#### [ギャラリー]

平成元年以降に開設された県内施設のうち、本市の芸術文化ホールに設置されるものと類似しているギャラリーの1㎡・1時間あたりの平均単価を算出し、これを参考に試算を行いました。

区分	上限額
	(1日：午前9時から午後10時まで)
ギャラリー（266㎡）	19,000円

※可動式パネルで分割し、半面のみ利用する場合の利用料金は、50%に相当する額（9,500円）とします。

### [マルチスペース]

平成期に整備された県内施設のうち、本市の芸術文化ホールに設置されるものと同様の用途で整備されている施設の1㎡・1時間あたりの平均単価を算出し、これを参考に試算を行いました。

区分	上限額			
	午前	午後	夜間	1日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
マルチスペース (160㎡)	3,800円	5,400円	6,400円	15,600円

※可動式パネルで分割し、半面のみ利用する場合の利用料金は、50%に相当する額（7,800円）とします。

### ③加算利用料金

(ア) ホール、ギャラリーで入場料の徴収を行う催しについては、次の表に定める額とします。

(イ) また、営利目的のために利用する場合は、基本利用料金の2.5倍の額とします。この場合、入場料等を徴収する場合であっても、アの規定は適用しないこととします。

※営利目的：・収益を前提として参加費またはこれに準ずるものを徴収するもの。

・将来的に企業等の収益確保につながるもの。

(例) 会社説明会、就職支援ガイダンス、入社試験、株主総会、企業の勉強会、講演会、社員研修、企業が開催するコンサート（チャリティも含む）、企業が顧客に対して開催するイベント等

### 【入場料等を徴収する際の利用料金】

区分	1人当たりの入場料等の最高額	利用料金
メインホール	3,000円以上5,000円未満	基本利用料金の1.5倍の額
	5,000円以上	基本利用料金の2倍の額
サブホール	1,000円以上3,000円未満	基本利用料金の1.5倍の額
	3,000円以上	基本利用料金の2倍の額
ギャラリー	1,000円未満	基本利用料金の1.5倍の額
	1,000円以上	基本利用料金の2倍の額

### ④施設利用料金の割引

○メインホール1階席のみを利用した公演等の利用料金

：基本利用料金（加算がある場合は加算額）の70%の額

○リハーサル、準備等のために利用するときのホールの利用料金

：基本利用料金（加算がある場合は加算額）の50%の額

○利用日29日前から前日までに申込みがあったときのホールの利用料金

：基本利用料金（加算がある場合は加算額）の30%の額

※利用料金の減免に該当する場合は適用しないこととします。

### ⑤延長等に係る利用料金

通常の開館時間以外（早朝、深夜）に施設を利用するときの利用料金は、1日の基本利用料金の額（加算がある場合は加算額）の10%を1時間の料金として徴収します。

### ⑥休館日を臨時に開館した場合の利用料金

休館日を臨時に変更し、開館日とした場合のホールの利用料金は、休日等の区分の利用料金とします。

### ⑦附属設備及び備品利用料金

芸術文化ホールの附属設備及び備品利用料金については、指定管理者の経営努力を發揮しやすくするため、附属設備、備品を7種類に分類し、そのなかで最も高額になるものを上限額として設定しました。

上限額の設定にあたっては、平成期に整備された他自治体の類似施設で適用している利用料金等を参考としました。

#### 【附属設備及び備品利用料金と参考事例】

種別	品目例	1日の上限額 (想定設備・備品)	参考事例
舞台関係	音響反射板、幕、所作台、 屏風、演台、譜面台など	30,000円 (所作台)	鎌倉芸術館 所作台 30,000円
照明関係	サスペンションライト等の 照明設備、移動式スポット ライト、効果用マシンなど	90,000円 (照明セット： 照明機材フル使用)	東大和市民会館ハミングホール 照明セット（照明機材フル使用） 93,000円
音響関係	拡声装置、録音・再生機器、 スピーカー、マイクなど	15,000円 (拡声装置)	ハーモニーホール座間 拡声装置（マイク2本含む） 15,270円
映写関係	プロジェクター、DVDプレ ーヤー、スクリーンなど	36,000円 (プロジェクター ほか映像設備) ※メインホール設備	オリンパスホール八王子 プロジェクターほか映像設備 36,000円
楽器	ピアノなど	30,000円 (外国製フルコン サートピアノ)	鎌倉芸術館 外国製フルコンサートピアノ 30,000円
展示関係	移動式展示ケース、展示台 など	2,000円 (移動式展示ケース)	横浜市民ギャラリーあざみ野 移動式展示ケース 2,000円
その他	持込器具用電源など	1,000円 (持込器具用電源)	相模女子大学グリーンホール 持込器具用電源 750円

※所作台：日本舞踊等を演じるために舞台一面に敷き詰める檜の板で作られた台。

※1日の上限額：午前、午後、夜間の3区分の利用料金を合計した額（展示関係は除く。）

## ⑧駐車場等利用料金

「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」の考え方にに基づき、本施設が大和駅至近にあり、利用目的外による長時間駐車等による影響が懸念されることから、駐車場等の利用料金は、原則として有料としました。

また、同様に、芸術文化ホールの負担割合によらず、近隣他都市等、類似する施設の駐車場使用料等を参考に、利用者に過度の負担にならないよう設定しています。

### 【駐車場等の利用料金の上限額】

	区分	時間ごとの上限額	1日の上限額
駐車場	普通車	30分までごとに200円	1,000円
	二輪自動車及び 原動機付自転車	240分までごとに100円	300円
駐輪場	自転車	360分までごとに100円	200円

※駐車場・駐輪場の無料時間枠については、指定管理者との協定等により別途設定する予定です。

## ⑨利用料金の減免

利用料金の減免は、利用者の公平性の観点から極力行わないこととし、次のいずれかに該当するものを対象とします。（これらの内容は規則で規定します。）

### 【ホール等の利用料金の減免】

- 指定管理者が行う文化芸術に関する事業等に利用するとき（100%減免）
- 市が主催又は共催する事業等に利用するとき（100%減免）
- 国又は地方公共団体が主催する事業等に利用するとき（50%減免）
- 公共的団体が主催する事業等に利用するとき（50%減免）
- 社会福祉法人が主催する事業等に利用するとき（50%減免）
- 文化芸術振興に寄与する活動であると市が認めたとき（50%減免）
- その他指定管理者が特に必要があると認めたとき（指定管理者が定める率）

### 【駐車場等の利用料金の減免】

- 指定管理者の業務の範囲における利用（100%減免）
- 市が主催又は共催する事業等の業務の範囲における利用（100%減免）
- 障がい者及びその介護者の利用（100%減免）
- その他指定管理者が特に必要があると認めたとき（指定管理者が定める率）

## ⑩利用料金の還付

すでに納付された利用料は還付しないことを原則とします。ただし、以下に該当し、相当の理由があると市長が認める場合は決められた割合で施設利用料金の還付を行います。

(これらは規則で規定します。)

- 利用者の責めに帰さない場合（災害、ホール側の都合など）（100%還付）
- 利用月の2ヶ月前の末日までに利用取消した場合（50%還付）
- 利用日、時間の短縮等により、施設利用料金が過納となった場合（過納額の50%還付）
- その他指定管理者が特に必要があると認めた場合（指定管理者が定める率）

### 3. 条例施行日

平成28年11月3日とし、利用料金の徴収等の準備行為は施行前に行うことができることとします。指定管理者の指定等の手続きに関する規定の施行日は、平成26年7月1日とします。

### 4. 施行規則の制定

利用承認申請等、一部の詳細項目は、規則で規定します。